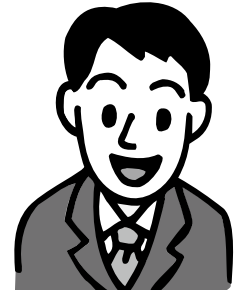


(16) 特別職の報酬などの状況

(平成20年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	期 末 手 当
給 料	市 長	810,900円	6月期 1.60月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分
	副 市 長	711,550円	
報 酬	議 長	450,000円	
	副 議 長	387,000円	
	議 員	361,000円	



4 休暇制度の状況

休暇制度については、高浜市職員の勤務時間、休暇などに関する条例などにより定められています。

(17) 年次有給休暇の取得状況 (平成20年度)

種 類	付与日数	平均使用日数
年次有給休暇	20日 (原則)	9.1日

(19) 育児休業などの取得状況

区 分	男 性	女 性	計
育児休業取得者数	0人	4人	4人
部分休業取得者数	0人	0人	0人
計	0人	4人	4人

※平成20年度中に新たに育児休業 (部分休業) を取得した職員数です。

(18) 特別休暇などの状況

区 分	付与日数	区 分	付与日数
病気休暇 (公務上の負傷)	療養に必要と認められる期間	妻の出産補助	2日
病気休暇 (結核性疾患)	1年を超えない範囲	妻の出産に伴う子の養育	5日
病気休暇 (その他の疾病)	90日を超えない範囲	子の看護	5日
選挙権行使	必要と認められる期間	忌引	親族の別により7日まで
証人等出頭	必要と認められる期間	夏季休暇	3日
骨髄移植	必要と認められる期間	住居滅失	7日まで
ボランティア	5日	交通遮断	必要と認められる期間
結婚	連続する5日	生理	2日
出産	産前6週間・産後8週間	育児時間	1日2回30分以内

5 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して職員に科する制裁としての処分、規律の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。

区 分	人 数	区 分	人 数
分限処分	57人	懲戒処分	2人

※平成20年度の処分件数です。

6 職員のサービスの状況

依命通達の発布状況 (平成20年度)

発布年月日	件 名
平成20年 8月12日	安全運転の励行について
平成20年 12月17日	年末・年始における綱紀の保持および安全運転の励行について

7 職員研修および勤務成績の評定の状況

最少の経費によって最大の能率を上げるためには、職員一人ひとりの能力を開発することが必要不可欠であるため、平成20年度は47コース (平成19年度は43コース) の各種研修を実施しました。また、能力・成果主義を推進するための制度として、部長級以下の職員を対象に勤務成績の評定を実施しています。

8 職員の福祉および利益の保護の状況

職員の健康の保持増進を図るための健康診断や公務上、通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づく各種補償を行っています。

また、福利厚生事業として、愛知県市町村職員共済組合に加入し、高浜市職員互助会を設置し、職員の福利厚生を行っています。

○公平委員会の業務の状況について

平成20年度の公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。